

[利用規約を別の言語で表示するにはこちらをクリックしてください](#)

利用規約 – Google Workspace アフィリエイト プログラム

本 Google Workspace アフィリエイト プログラム特別利用規約(以下「本特約」)は、Google LLC(以下「Google」)と本特約を締結する当事者(以下「アフィリエイト」)の間で締結されます。本特約は、本特約において詳述される Google Workspace アフィリエイト プログラム(以下「本プログラム」)へのアフィリエイトの参加について規定するものです。アフィリエイトの代理人が同意を代行する場合、代理人は(i)アフィリエイトを本特約に拘束する完全な法的権限を有すること、(ii)本特約を読んで内容を理解していること、および(iii)アフィリエイトに代わって本特約に同意することを表明し、保証するものとします。アフィリエイトに代わって本特約を締結する完全な法的権限を有しない場合は、末尾の本特約への同意を示すボタンをクリックしないでください。

Google Workspace アフィリエイト プログラムに参加するには、アフィリエイトが有効な納税者番号を有する企業、機関、またはその他の個人であり、主たる事業所または居住地が対象地域内に存在する必要がある、(i)政府職員、政府が所有または管理する機関およびその職員、(ii)政党および候補者、(iii)Google の代表者、代理人、または社員を除きます。

本特約は、アフィリエイトが本特約を電子的に承諾した日付(以下「発効日」)をもって有効になります。

1. 定義。

「アフィリエイト プロパティ」とは、アフィリエイトが所有または管理するウェブサイト、モバイル アプリケーション、またはメール テンプレートを意味します。

「ブランド」とは、各当事者の商号、商標、ロゴ、ドメイン名、およびその他の特有の表示を意味します。

「CJ」とは、Commission Junction LLC を意味します。

「CJ 利用規約」とは、本プログラムに関連してアフィリエイトと CJ の間で締結される契約を意味します。

「コミッション」とは、本特約の第 9.1 項(コミッション)で規定されているとおり、Google がアフィリエイトに支払う 1 回限りの料金を意味します。

「コミッション レート」とは、本プログラムにおいてアフィリエイトが受け取る資格のある有効な取引額の割合を意味します。

「Domains ウィジェット」とは、ユーザーがドメイン名の登録および本サービスの購入をアフィリエイトのウェブサイト上で行えるようにするための埋め込み可能な JavaScript ウィジェットを意味します。アフィリエイトによる Domains ウィジェットの利用には、<https://developers.google.com/domains/widget/terms> に記載されている Google Domains ウィジェット利用規約が適用され、その内容は随時更新されます。

「適格紹介対象」とは、Google またはその関連事業体から直接本サービスをオンライン購入する見込みのある新規顧客候補のことを意味し、不適格紹介対象を除きます。

「Google Workspace アフィリエイト プログラム ポリシー」とは、<https://workspaceaffiliate.app.goo.gl/program-policies-ja> でネットワーク サービスを通じて提供されるポリシーを意味し、その内容は随時更新されます。本特約の発効日から、[Advertisers] メニューで [Google Workspace campaign] を選択することで、ネットワーク サービスを通じて Google Workspace アフィリエイト プログラム ポリシーにアクセスできます。Google Workspace アフィリエイト プログラムは、参照により本特約に組み込まれます。

「Google Workspace サービス」とは、Google またはその関連事業者によって販売される Google Workspace サービスの Google Workspace Basic、Google Workspace Business、または Google Workspace Enterprise の各エディションを意味します。各エディションの詳細は、http://workspace.google.com/intl/en/terms/user_features.html に記載されているとおりで、サービスの更新やブランディングなど、その内容は随時更新されます。

「Google の素材」とは、本プログラムに関連して Google からアフィリエイトに提供される素材を意味し、広告コピー、宣伝コピー、解説記事、画像、クリエイティブ、第三者の広告配信タグ、リンク、広告プレースメントを含みますが、これらに限定されません。

「インセンティブ」とは、本特約に基づき、適格紹介対象への本サービスの販売促進やマーケティングを支援するために利用できるクーポン、プロモーションコード、その他の特典を意味します。

「不適格紹介対象」とは、アフィリエイト、その関連法人および代表者、代理人、従業員、政府職員、政府が所有または管理する機関およびその代表者、代理人、職員、政党および立候補者、販売パートナーの本サービス顧客、本サービスのサブスクリプションに対して適格紹介対象によって使用される本サービスのプライマリドメインに関連して Google またはアフィリエイトのシステムにすでに属するその他の個人または機関、ならびに Google またはその関連会社の代表者、代理人、または社員を意味します。

「ネットワーク サービス」とは、本プログラムを促進する目的で CJ からアフィリエイトに提供されるアプリケーション サービスを意味し、本プログラムのリソースツールおよび情報が含まれます。

「プログラム利用規約」とは、ネットワーク サービスを通じて提供される、(a)コミッション レートおよびその他のボーナスまたは業績に対するインセンティブ、(b)支払い処理期間、(c)取引処理期間、(d)紹介有効期間(例:トラッキング cookie の有効期間)、または(e)検索キーワードおよびその他の Google の制限に関するガイドラインのいずれかを意味し、その内容は随時更新されます。

「対象地域」とは、次の URL (または Google が指定するその他の URL) で「APAC」に記載されている地域を意味し、その内容は随時更新されます。https://workspaceaffiliate.app.goo.gl/Affiliate-Supported-Countries_ja

「トラッキング リンク」とは、アフィリエイトの本プログラム用アカウントに固有の URL または Domains ウィジェットを意味します。

「有効な取引」とは、アフィリエイトのトラッキング リンクから発生し、本特約の要件に従って、適格紹介対象と Google またはその関連会社との間で直接オンラインで行われた本サービスの完了済み購入取引を指します。

2. サービスの販売促進およびマーケティング。アフィリエイトは、適格紹介対象に対してのみ、本特約に従って本サービスの販売促進およびマーケティング活動を行うことができ、不適格紹介対象に対して故意に販売促進およびマーケティング活動を行うことはできません。CJ は、ネットワーク サービスを通じて、本特約に基づいて有効な取引

をアフィリエイトの販売促進およびマーケティング活動に関連付けるために、アフィリエイトがアフィリエイト プロパティに掲載できるトラッキング リンクを提供します。Google は、アフィリエイトが本特約に基づき使用できるインセンティブ (Google が提供する特定の条件が適用される場合があります) も提供する場合があります。

3. トラッキング リンク、インセンティブ、Google の素材の使用。アフィリエイトは、(a) トラッキング リンク、インセンティブ、または Google の素材を、(i) Google が独自の裁量において事前に文書で承認したアフィリエイト プロパティ上、またはアフィリエイト プロパティを介してのみ表示または配布を行うことができます。(ii) インセンティブの場合は、明瞭かつ目立つように開示する必要がある適用可能な利用規約を含みます。(b) Google または CJ からの書面による要請 (電子メールも可) から 24 時間以内に特定の個人へのトラッキング リンク、インセンティブ、Google の素材を削除するか、またはトラッキング リンクやインセンティブの表示または配布をブロックするものとします。(c) Google によってアフィリエイトが表示または配布することを事前に承認された素材に変更を加える場合は、その 24 時間前までに GoogleWorkspaceAffiliates-external@google.com 宛てのメールで Google に通知するものとします。コンテンツについて、Google が独自の裁量で Google のブランドまたはコンテンツ ガイドラインに準拠していないとみなした場合、アフィリエイトは、Google からの通知を受信してから 24 時間以内、または事前に双方が合意したとおりにそうした通知 (電子メールも可) を Google から受領した後合理的な期間内に、そのコンテンツを削除するか、そうしたコンテンツに関連したトラッキング リンクおよびインセンティブの表示または配布を停止するものとします。

4. マーケティングの要件。第 3 項 (トラッキング リンク、インセンティブ、Google の素材の使用) に基づく義務に加えて、アフィリエイトは、アフィリエイトが使用するすべての販売促進およびマーケティング素材 (メールおよび / またはソーシャル メディアの投稿の文言を含みますが、これらに限定されませんが)、(a) Google が提供する本プログラムに関わる指定を厳密に準拠していること、(b) メールの場合は、そうしたメールの受信を明示的に承諾している (例: 事前にオンにされていないチェックボックスをオンにする) ユーザーのみに送信すること、(c) 本特約に基づき該当する見込み顧客に対して、アフィリエイトが Google から支払いを受けることを明示すること、(d) 本特約ならびに適用されるすべてのマーケティング、プライバシーおよびデータ保護に関する法律、規制および規則 (これには、適用されるすべてのスパム対策法 (例: CAN-SPAM 法を含みますが、これに限定されませんが) および広告の識別 (例: 「Ad」、「Advert」、「Advertising」、「Advertisement」 (広告) のラベルを使用) に関するすべての法律、規制および規則が含まれますが、これらに限定されませんが) に準拠していることを保証する必要があります。アフィリエイトが送信するメールは、(i) アフィリエイトからの将来の通信をオプトアウトする手段を受信者に提供し、(ii) インセンティブが提供される場合は当該インセンティブに関する利用規約 (Google からアフィリエイトに提供されます) を含むものでなければなりません。

5. ウェブの制限事項。アフィリエイトは、次の事項を行わず、第三者がそれを行うことを許可しないものとします。(a) いずれかの Google ウェブページの「フレーム化」、アイコン化、削除、またはその他の方法による完全な表示の阻止、(b) Google のウェブサイト上のウェブページへのハイパーリンクに新たなブラウザ ウィンドウを開かせること、または (c) その他、変形または希薄化された方法で Google のウェブページまたはブランドを表示すること。アフィリエイト、およびアフィリエイトの管理下にある第三者は、検索エンジンでのランキング操作を意図して設計されている、もしくはそのように解釈される可能性のあるコンテンツを作成しないこと、またはそのようなコンテンツの作成を奨励しないことを保証するものとします。第 3 項 (トラッキング リンク、インセンティブ、Google の素材の使用) および第 4 項 (マーケティングの要件) に従ってアフィリエイトが使用する Google の素材またはその他のコンテンツや素材にリ

リンクが含まれる場合は、「no follow」属性を適用するか、リンクに検索エンジン最適化のための値が含まれないようにするための措置を講じなければなりません。

6. 契約への準拠。本特約中のその他の要件に加え、アフィリエイトは、以下の条項を遵守することに明示的に同意するものとします。

6.1. 贈収賄禁止法および報告。アフィリエイトは、贈収賄防止に関するすべての適用法令（例：1977 年米国海外腐敗行為防止法や 2010 年英国贈収賄防止法）を遵守するものとします。これらの適用法令は、取引を獲得もしくは維持するため、またはその他の不適切な取引上の便宜を確保するために、直接か間接かを問わず、政府職員を含む何者に対しても価値あるものを賄賂として提供することを禁止するものです。「政府職員」には、公務員、公職の候補者、ならびに政府が保有または支配する企業、公的機関および政党の職員が含まれます。また、アフィリエイトは、便宜を図ってもらうための支払いを行ってはなりません。この便宜を図ってもらうための支払いとは、本来職員が履行する義務を負う通常業務に対して、特別な支払いを行うことを意味します。アフィリエイトは、疑わしい行為、違法行為または不正行為が本特約に関連して発生していることを認識した場合、当該行為を認識してから 24 時間以内に GoogleWorkspaceAffiliates-external@google.com 宛てのメールで Google に報告するものとします。

6.2 輸出管理法。アフィリエイトは、(a) 米国商務省が管理する輸出管理規則（以下「EAR」）、(b) 米国財務省対外資産管理局が管理する貿易制裁および経済制裁、(c) 米国国務省が管理する国際武器流通規定（以下「ITAR」）を含む、輸出および再輸出の管理に関するすべての適用法令を遵守するものとします。

6.3 利用規定。アフィリエイトは、(a) 迷惑な商業用の一斉送信メールを生成するか、可能にすること、(b) 他者の法的権利を侵害するか、それを促すこと、(c) 違法、侵略的、侵害的、中傷的、または詐欺的な目的、(d) わいせつまたは性的なコンテンツの作成、表示、配布を目的として、またはそうした目的で使用されるあらゆる素材またはサイトに関連して、Google の素材または Google のブランドの送信、投稿、転送、その他の使用を行ってはなりません。

7. プログラム利用規約、利用規約の変更。プログラム利用規約は本特約の一部となり、本特約の本文中に相互に矛盾する規定があれば、プログラム利用規約が優先します。Google は、既存の利用規約の更新またはコミッション、インセンティブ、その他のプログラムの内容に関する新たな利用規約の導入など、プログラム利用規約をいつでも更新できるものとし、プログラム利用規約への変更について、ネットワーク サービスを介して、または文書（CJ からのものも含めてメールも可）でアフィリエイトに通知するものとします。そうしたプログラム利用規約の更新内容には、コミッションレートの将来的な増減が含まれる場合もあります。Google または CJ が提供するトラッキングリンクまたはインセンティブ（インセンティブに適用される利用規約を含む）を更新した場合、アフィリエイトは、トラッキングリンクまたはインセンティブの更新の通知後 30 日以内、または双方が合意（メールも可）した同等の

合理的期間内に、すべての古いバージョン(インセンティブに適用される利用規約を含む)の使用を停止しなければなりません。

8. ブランド。各当事者は、自身のブランドに対するすべての権利、所有権、利益を有するものとします。本特約を前提として、プログラム利用規約および Google Workspace アフィリエイト プログラム ポリシーで許可されているとおりである限り、かつ本特約に基づく本サービスの販売促進およびマーケティングのみを目的として、Google は、アフィリエイトに対して、Google のブランドの表示について非独占的かつサブライセンス不可のライセンスを付与するものとします。さらに、Google ブランドのあらゆる使用は、Google の単独の裁量によるものとし、現在 <http://www.google.com/permissions/>(当該 URL は随時更新される場合があります)に存在する Google のその時点で最新のブランド使用ガイドラインが適用されるものとします。本特約を前提として、アフィリエイトは Google に対し、別途文書による相互の合意(メールも可)のない限り、本プログラムのマーケティングのみを目的として、アフィリエイトのブランドの表示について非独占的かつサブライセンス不可のライセンスを付与するものとします。

9. 支払い。

9.1. コミッション。本特約に基づいて、アフィリエイトは各有効な取引に対して CJ を通じてコミッションを受け取るものとします。以下に該当する取引のみ有効なものとして扱います。(a)ある適格紹介対象が、(i)Google またはその関連会社へ直接オンライン登録しており、(ii)本サービスの購入が有効な支払い方法を用いてトラッキング リンクから行われたものであり、(iii)本サービスの単一プライマリドメインでのサブスクリプションの請求後に Google またはその関連会社に支払いを行い、(b)プログラム利用規約に規定されているその他の条件をすべて満たし、かつ(c)前述のすべてが、アフィリエイトによる本プログラムへの参加期間中に発生している場合。なお、アフィリエイトのトラッキング リンクから発生していない場合、本サービスの完了済み購入取引に対してコミッションは支払われません。Google は、アフィリエイトの行為が本特約および / または本特約の趣旨に沿わないと判断した場合、Google の合理的な裁量により、アフィリエイトへの支払いを拒否する権利を有します。

9.2. 技術的責任、テスト取引すべての有効な取引については、両当事者のうち Google が処理する責任を負いますが、トラッキング リンクまたはアフィリエイト プロパティの技術的な不具合によりコミッションを支払うことができなかった場合は、Google または CJ のいずれもアフィリエイトに対して責任を負うことはありません。アフィリエイトは、自身が不適格紹介対象であるにもかかわらず、トラッキング リンクが適切に機能していることを確認する目的で、本サービスの購入テストを実施することができます。ただし、その場合は 24 時間以内取引をキャンセルする必要があります。

9.3. CJ 経由のお支払い。本特約中に矛盾する規定があったとしても、該当するプログラム利用規約に基づいてアフィリエイトに支払われるべきすべてのコミッションは、CJ 利用規約に従って CJ によって支払われるものとします。本特約に基づいて CJ がコミッションとその料金の全額を受け取った後、CJ 側でアフィリエイトにコミッションを支払うことができなかった場合、Google がアフィリエイトに対して責任を負うことはありません。

9.4 税。コミッションは税抜きの金額です。また、法律で定められている場合、Google は税金を徴収または加算することができます。

9.5 支払い手続き。コミッションを受け取るために、アフィリエイトは対象地域で有効な銀行口座を保有している必要があります。アフィリエイトは、自らの口座情報を正確かつ最新の状態に保つ責任を単独で負うものとします。支払いに必要な正確かつ完全な口座情報、もしくはその他の関連または必須情報をアフィリエイトが提供しなかったことが原因で受領されない支払いについて、Google または CJ のいずれも責任を負うことはありません。アフィリエイトの銀行口座へのコミッションの支払いのため、アフィリエイトが支払いに関するプログラム利用規約に明確に承諾する必要が生じる場合があります。

10. 参加、期間、終了。

10.1 アフィリエイトの参加。アフィリエイトは、本特約が有効である限り、プログラムに参加するものとし、第 10.3 項(終了)に記載されているように、理由なくいつでも本特約を終了することで、プログラムへの参加を終了することができます。

10.2 用語。本特約は、発効日から、第 10.3 項(終了)または本特約の他の箇所で規定されているように、いずれかの当事者によって終了するまで有効であるものとします。

10.3 終了。いずれの当事者も、(a)事由はなくともネットワーク サービスを通じて書面(Google が終了当事者の場合はメール)で 7 日前までに通知をしたうえで 8 日目から、または(b)事由があれば他方当事者に対する書面の通知(メールによる通知も可)により直ちに、本特約を解除することができます。本特約の終了に際して、(i)アフィリエイトは本プログラムへの参加者ではなくなり、有効な取引に関する第 9.1 項(コミッション)に規定された要件が終了発効日までに満たされた範囲のコミッションのみを受け取り、(ii)付与されたあらゆるライセンスおよび権利は停止され、(iii)各当事者は、他方当事者のブランドの使用を停止するものとします。

11. 秘密保持。アフィリエイトは、本プログラムの非開示の要素を有する条項、条件または存在を第三者に開示してはなりませんが、厳格な秘密保持義務に基づき専門アドバイザーに対して行う場合、または法律遵守のために必要である場合は、この限りではありません。

12. 免責、責任の制限。各当事者は、非侵害、満足できる品質、商品性、特定目的への適合性を含むが、これらに限定されない一切の黙示保証から免責されるものとします。法律で許容された最大の範囲で、本プログラム、トラッキングリンク、インセンティブ、Google の素材は「現状有姿」で、アフィリエイトの選択およびリスク負担により提供されるものであり、Google はいかなる結果も保証しません。(I)第 6 項(契約への準拠)の違反、(ii)第 8 項(ブランド)の違反、および(iii)第 13 項(補償)を除き、請求の理論または種類にかかわらず、法律で許容された最大の範囲で、(A)いずれの当事者も、本特約に基づいて、または本特約の履行により生じる、直接的損害以外のあらゆる損害について、当該当事者が当該損害の可能性について認識していた、または知り得ていた場合でも、および直接的損害が救済措置の要件を満たさない場合でも、一切の責任を負わないものとし、(B)本特約に基づき、いずれの当事者の損害賠償責任も、最初の請求を生じさせた行為の日付前の 3 か月間に本特約に基づいて Google により(CJ 経由で)本参加者に支払われた金額の総額を上回らないものとします。

13. 補償。アフィリエイトは、(a)アフィリエイトによる本プログラムへの参加、(b)アフィリエイト プロパティおよびアフィリエイトのブランド、ならびに(c)アフィリエイトによる本特約の表明および保証の違反に起因する、あらゆる申し立てまたは第三者の訴訟手続きに関連する保証責任、損害、損失、費用、料金(弁護士費用を含む)、支出について、Google、その関連会社、取締役、役員、および社員を保護、補償、免責するものとします。

14. 表明および保証。アフィリエイトは、(a)アフィリエイトは、本特約を締結して本プログラムに参加する法的権限を持つこと、(b)アフィリエイトの雇用契約(該当する場合)は本プログラムへの参加を制限しておらず、アフィリエイトが Google 販売パートナーの代表者、代理人、または社員でもある場合は、参加に関しても雇用者から有効な同意を得ていること、(c)アフィリエイトはすべての紹介対象を誠実に提示すること、(d)上述の第4項(マーケティングの要件)および第6項(契約への準拠)に規定されるとおり、アフィリエイトはあらゆる適用法令および政府の規制(上述のものを含みますが、これらに限定されません)を遵守すること、(e)アフィリエイトは Google によって提供された一切の情報および素材(Google の素材および Google ブランドを含みますが、これらに限定されません)を本特約に従った方法で使用すること、(f)アフィリエイトが適格紹介対象に対してインセンティブを表示または配布する場合、アフィリエイトは本特約に従い、そうしたインセンティブに適用される利用規約を明瞭かつ明確に表示することを Google に対して表明し、保証し、証明するものとします。

15. 準拠法、仲裁

15.1. 準拠法。本特約または関連の Google プロダクトもしくはサービスに起因もしくは関連するあらゆる申し立て(本特約の解釈または履行に関する異議を含む)(以下「異議」)は、アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に従うものとします。ただし法の抵触のルールは適用しないものとします。

15.2. 仲裁および異議。両当事者は、いかなる異議についても誠意を持って発生後 30 日以内に解決を図るものとします。異議が 30 日以内に解決しない場合は、以下のいずれかの対応を取ります。

(A) 北アメリカ。北アメリカの地理的領域(アメリカ合衆国およびカナダと定義)に限られた範囲内の対象地域で生じた、本特約の目的事項に起因または関連する一切の異議については、米国カリフォルニア州サンタクララ郡の連邦裁判所もしくは州裁判所を専属的管轄裁判所とし、両当事者は当該裁判所の対人管轄権を承諾するものとします。

(B) ブラジル、チリ、コロンビア、およびメキシコの地理的対象地域に限られた範囲内の対象地域で生じた、本特約の目的事項に起因または関連する一切の異議については、米国仲裁協会の国際紛争解決センターによる仲裁によって、本特約の日付の時点で施行されている商事簡易仲裁規則(以下「規則」)に従って解決するものとします。仲裁手続きにおいて、(i)両当事者は双方の合意により 1 名の仲裁人を選定し、米国カリフォルニア州サンタクララ郡において英語で実施されるものとします。(ii)仲裁人は、衡平法により裁定を下すことはできません。(iii)下記(v)項の秘密保持要件を踏まえたうえで、いずれの当事者も自らの権利または財産を保護するために必要な命令の発行を管轄裁判所に請求できます。この請求は本条項「準拠法および仲裁」の違反または放棄にあたらぬものとし、裁判所の決定を審査する権限を含む仲裁人の権限には影響しません。両当事者は、米国カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所が本(iii)項に則って命令を下す管轄権を有するものとして定めます。(iv)仲裁判断は最終的かつ両当事者を拘束するものであり、その執行は、いずれかの当事者またはその財産の管轄権を持つ裁判所を含むいかなる管轄裁

判所に対しても提示できます。(v)本項に従って実施される仲裁手続きは秘密情報とみなされます。これには、(1)仲裁の存在、(2)仲裁手続きにおいて開示された情報、および(3)仲裁手続きに関連した口頭による伝達または文書が含まれます。また両当事者は、(iii)項に基づく命令の申請または仲裁判断の執行に必要な場合、本(v)項に記載された情報を管轄裁判所に開示できます。ただし両当事者は、これらの司法手続きが秘密で(非公開に)行われるよう要求する必要があります。(vi)両当事者は、規則に従って、仲裁人の費用、仲裁人が任命した専門家の費用および支出、ならびに仲裁センターの管理費を支払うものとします。最終判断において、仲裁人は、勝訴当事者がこれらの費用のうち事前に支払った金額に対する敗訴当事者の弁済義務を決定するものとします。(vii)各当事者は、異議に関する仲裁人の最終判断にかかわらず、自らの弁護士および専門家の費用と支出を負担するものとします。

16. その他 本特約に別段の記載がない限り、すべての通知は書面により、相手方の主要な連絡先宛てに、Google宛ての通知の場合にはそれに加えて法務部宛てにも行うものとします。Googleの法務部宛てに送信する通知のメールアドレスは legal-notices@google.com です。通知は、(a)宅配便、翌日配達便もしくは郵便により送付された場合には、書面の受領証により証明される時点、または(b)ファクシミリもしくはメールにより送信された場合には、電子ログによる自動的な受領記録により証明される時点で、実施されたものとみなされます。アフィリエイトは、全部か一部かを問わず、本特約に基づく自らの権利を譲渡その他の方法により移転せず、本特約に基づく自らの義務を委託しないものとし、またかかる試みが行われた場合はそれを無効であるものとします。明示的に別段の規定がある場合を除き、本特約により、第三者に利益をもたらすことは意図されておらず、第三者に権利を生じさせるものではありません。両当事者は独立した契約者であり、本特約によってなんらかの代理関係、パートナーシップ、または出資提携が成立するものではありません。いずれの当事者も、自らの合理的な制御の及ばない状況により生じた範囲での契約不履行に責任を負わないものとします。いずれかの規定を執行しなかった場合でも、権利放棄にあたらぬものとします。いずれかの規定が執行不能とされた場合も、残りの規定は有効であり、効力を有し続けます。第7項(プログラム利用規約、利用規約の変更)、第9項(支払い)(終了発効日または期間満了日時時点でアフィリエイトが獲得し、アフィリエイトに支払うべきコミッションに関して)、第10項(参加、期間、終了)、第11項(秘密保持)、第12項(免責、責任の制限)、第13項(補償)、第15項(準拠法、仲裁)、および第16項(その他)は、本特約の終了または期間満了後も存続するものとします。本特約は、本件に関して両当事者が完全に合意したものであり、本件に関連するこれまでのあらゆる合意内容に優先します。いかなる変更も、両当事者により署名された書面(電子形式も可)により行われる必要があります。